
益税問題・損税問題から見る 現行の消費税制度の問題点

関西学院大学経済学部 高林喜久生ゼミ

礒 亮次

塩見 謙人

鈴木 大樹

津田 薫

西井 彩佳

橋塚 智央

吉村 拓馬

目次

要旨	3
I はじめに	4
II 現状	5
1. 日本の財政 -赤字国家-	
2. なぜ消費税増税なのか	
III 税制の問題意識	5～7
1. 消費税の引き上げ幅	
2. 単一税率・複数税率	
3. 益税と損税	
IV 先行研究	7～9
V 理論	9～25
1. 益税	9
2. 益税の問題点とその解消に向けて	9
3. 益税の規模	11
4. 損税	14
5. 損税の問題点とその解消に向けて	15
VI 政策提言	25～26
1. 分析の要約	25
2. 政策提言	26
図表	26～35
参考文献	36

要旨

現在、日本は借金大国といわれている。日本の歳入のほぼ半分は公債金収入つまり国債で賄っている。これは、国の歳出に対して歳入が大幅に足りていないことを意味している。さらに、2007 年秋から景気後退局面に入り、2008 年秋の世界的な金融危機によって急激に落ち込み、勤労者の生活をとりまく環境は、2009 年度に非常に厳しいものとなった。雇用・所得環境は悪化し、完全失業率は 5%台が続き、有効求人倍率も過去最低水準が続いている。この状況をいち早く脱却するための景気対策として、我々は、消費税の増税を推奨したい。

消費税の現状としては、1989 年に消費税が税率 3%で導入されてから国税の構成に対する消費税の割合が年々高くなってきている。1998 年度には消費税の税率が 3%から 5%に上がった。消費税収は年間約 10 兆円で、国税収入全体で消費税は重要な財源であるといえる。

本稿では、我々が消費税の増税を推奨するにあたって、現行の消費税制度の問題点を見直したいと思う。消費税制度に関連するものとしては、石油製品の二重課税の問題や逆進性の問題が多く議論されているが、我々は、消費税の不透明性という観点において問題となっている益税問題、損税問題について分析を進めたいと思う。

益税問題においては、現行の消費税制度に、簡易課税制度や免税点制度といった一定の中小事業者のために、消費税の納付額を簡単に計算することができる制度や納税を免除する制度がある。そのために、我々の支払った税金が中小事業者の手元に残るという状況が問題となっている。また、損税問題においては、医療機関や学校法人などに対する消費税は非課税とされているにも係らず、医療機関や学校法人は国に消費税を負担しなければならないという現象が生じている。これらの問題を解決し、消費税を透明度の高い税にしない限り消費税増税に国民の納得は得られないだろう。

まずそこで、我々は、益税、損税がどの程度の額発生しているのかを計算しようと思う。益税の分析においては、中小企業の財務指標と国税庁統計年報書を使用して計算し、2003 年から 2008 年までの六年間の益税を算出する。損税の分析においては、第 16 回（平成 20 年度）医療経済実態調査報告の概要を使用して損税を算出する。

分析結果に基づき、益税問題、損税問題を解決するためにインボイスを導入し、医療機関、学校法人、宗教法人などの消費税を転嫁出来ない機関においてゼロ税率の制度を導入する複数税率を使用するという形で我々の増税策の政策提言としたい。

I はじめに

現在、日本の歳入の48%は国の借金である公債金収入で賄われており、その額は44兆円を超えている。我が国の財政赤字は拡大の一途をたどっている。2009年度末の長期債務残高は約627兆円である。地方も含めると約825兆円である。国の収入の中心である税収は、2009年度は景気低迷のため約37兆円で、2010年度もほぼ同じくらいの金額だと見込まれている。景気拡大期であった2005～2007年度の税収は約50兆円程度であるが、仮にこのレベルまで税収が回復したとしても、優に10年間分の収入を上回る借金を抱えていることになる。また、債務残高の国際比較（対GDP比）は、他の先進国に比べて群を抜いており、200%に近い値になっている。我が国がギリシャやアルゼンチンのように財政危機に直面するのは、そう遠い話ではないかもしれない。

では、どのようにしてこの赤字国債を減らしていくべきだろうか。まず、歳出削減に目を向けてみると、最近話題となっている、民主党が行っている事業仕訳などで公共事業費の削減に踏み切っているが、歳出に占める公共事業費の割合は6.3%と低く、赤字国債を賄うだけの大幅な財源の捻出はできていない。国債費（利払費等・債務償還費）の削減は、国の信用問題に関わることであり、将来の国債発行に悪影響を及ぼすことになるため困難である。防衛費は北朝鮮との関係など、政治的な問題にも関わることであり、歳出削減が必要だからと言って簡単には予算を削ることはできない。地方交付税交付金は、地方への仕送りのようなもので、地方財政との関連もあり、これも簡単に予算を削ることは難しい。また、社会保障費を削減することは社会保障のレベルを落とすことになり、さらに日本社会の高齢化の影響で、むしろ将来の社会保障費の増額が予想されることを考えると歳出削減だけでは、赤字国債を削っていくことは困難であるといえる。

以上のことから、歳出を減らすよりも歳入を増やすことに目を向けるべきであるといえる。よってなんらかの増税は免れない。そこで我々は消費税の引き上げを推奨する。

法人税を増税すると産業の空洞化につながる恐れがあり、所得税を増税すると勤労意欲の低下につながると思われる。消費税は法人税や所得税に比べ、税収が安定している。また、消費税は消費に対して支払う税であるため、世代間負担の公平という面でも優れた税であると言える。以上、我々が消費税増税を推奨する理由である。

消費税増税策を思案するにおいて、我々は現行の消費税制度の問題を見直すことに踏み切る。いくつかの問題がある中で、今回我々は、益税問題、損税問題に着目したい。益税や損税といった、税制の不透明さを解決し、消費税を透明度が高く、信頼できる税に変化させるということを我々の政策として分析を進める。

II 現状

1. 日本の財政 -赤字国家-

I 章でも述べたが、日本の財政は深刻さは増すばかりである。日本の歳入の 48%は国の借金である公債金収入で賄われており、その額は 44 兆円を超えている。それにも関わらず歳入は減少傾向である。加えて、日本では現在少子高齢化という更なる問題に直面している。

2. なぜ消費税増税なのか

消費税は財やサービスなどの消費を課税対象とすることから、すべての世代に負担を求められることができる。これは急速に少子高齢化が進む日本において重要である。なぜなら少子高齢化は勤労世代の人口減少を招き、勤労世代の人口減少は所得税収の減少を意味する。この所得税収の減少を所得税の引き上げによって補おうとすれば、所得税は高所得者ほど税率が高くなるといった累進性を持つため、勤労世代の労働意欲に対してマイナスに働いてしまう。これは高所得者だけでなく、ベンチャー企業の経営者など、これから高所得者になろうとする人にも障害となるであろう。また高い累進税率は、節税対策を引き起こし、社会的に非効率が発生してしまう。そして先述のように高齢化に伴って医療や年金といった社会保障費支出の増加が予想される。こうした負担を勤労世代だけに求めることには公平性に反する。他にも増税の対象として法人税の引き上げが考えられるが、企業のグローバル化が進む現代において、法人税の引き上げによって企業が国外へと生産の場を移してしまうと、税源そのものが確保できなくなってしまう恐れがある。

III 税制の問題意識

1. 消費税の引き上げ幅

本稿では消費税率の引き上げ幅を以下の 3 点から消費税率の引き上げ幅を 10%、15%、20%とする。このような税率を採用した根拠は以下の通りである。

- ① OECD 加盟国 29 カ国のうち単一税率を実施している日本以外の 4 カ国では消費税率が、10%以上であること
- ② OECD 加盟国 29 カ国のうち複数税率を実施している 20 カ国では消費税率が、15%以上であること
- ③ EU 諸国では標準税率の範囲が 15%以上 25%以下と定められていること

2. 単一税率・複数税率

2-1 単一税率のメリット・デメリット

消費支出に対して一定の税率が課されるため、高所得者であっても低所得者であっても、同一の商品の購入に際して、同額の税金を支払うことから、水平的公平性を持っている点が単一税率のメリットである。また、税率が一定であることから、消費者行動に影響を与える心配が少ない。さらには、単一税率は、消費者行動に影響を与えにくいことによって、景気の変動に関係なく、安定した税収を確保することができるというメリットも挙げることができる。

単一税率のデメリットは、高所得者も低所得者も同じ税率が課されることによって、所得に対する負担額が高い人ほど、消費税の負担率が低くなり、所得に対する負担額が低い人ほど、消費税の負担率が高くなるという、逆進性の問題が生じてしまうことである。税率が上がることで、低所得者や社会的弱者(高齢者など)に対する負担が重くなってしまうということである。この逆進性の問題は、現在のように税率が低いと大きく取り上げられることはないが、将来税率が高くなると、逆進性が表面化していくことは否めない。

2-2 複数税率のメリット・デメリット

複数税率のメリットは逆進性を緩和する事ができる点である。単一税率だとどうしても低所得者や社会的弱者の生活に対する圧迫は大きくなってしまう。この逆進性の問題に対して、複数税率では生活必需品に軽減税率を適用することで、こうした圧迫を取り除くことが可能となる。

複数税率のデメリットとして、今日では国民の消費様態が多様化しているなかで、対象品目の線引きが難しいということが挙げられる。さらに対象品目とそれ以外の品目の価格の間に異なった影響を与えることになってしまうこととなり、消費者行動に影響を与えてしまうことは否めない。軽減税率導入による減収分を補うために、標準税率の引き上げ幅を大きくしなければならないことも問題である。

3. 益税と損税

現行の消費税制度では、簡易課税制度や免税点制度といった一定の中小事業者のために、消費税の納付額を簡単に計算することができる制度や納税を免除する制度がある。そのために、我々の支払った税金が中小事業者の手元に残るという状況が問題となっている。また、そのために、我々の支払った税金が中小事業者の手元に残るという状況が問題となっている。また、損税問題においては、医療機関や学校法人などに対する消費

税は非課税とされているにも係らず、医療機関や学校法人は国に消費税を負担しなければならないという現象が生じている。これらの問題を解決し、消費税を透明度の高い税にしない限り消費税増税に国民の納得は得られないだろう。

益税とは、中小規模事業者に対する特例によって消費税が国庫に納められずに事業者の手元に残ることである。これは透明性に欠ける。

損税とは非課税業種のうち、消費税相当額を価格に転嫁することのできない業種で発生する。その業種として医療機関が代表的である。

増税することは、益税・損税の額を更に増大させることになる。その原因となっている消費税制度をこのままにすることは出来ないと考える。

IV 先行研究

ここでは、私たちが今回、政策提言するにあたって、現在までになされてきた税制における様々な先行研究について紹介したいと思う。

まず、消費税率引き上げにおいて、橋本恭之（2009）では、少子高齢化の進展とともに、増大する社会保障財源の調達手段としての消費税率の引き上げが検討されているが、根強い政治的な抵抗が存在する。消費税率引き上げについては、景気に対するマイナスの影響、益税問題、負担の逆進性などからの反対論がある。なかでも、格差の拡大がいわれるなかで、負担の逆進性の問題や消費税を増税するにあたって、益税問題の解決は、政治的には避けて通れない課題である。その中で消費税率を引き上げる場合には、格差防止のために、複数税率化よりも給付付き税額控除制度を逆進性緩和策として実施すべきである。また、給付付き税額控除制度の導入には、少なくとも納税者番号制度の導入を含めた所得捕捉体制の強化が必要であると主張している。

また、森信茂樹（2009）では、消費課税率を引き上げると、所得が多い家計ほど、消費に回す平均的な割合が低いので、所得に対する消費税の負担割合は低くなり、逆に所得の少ない家計ほど消費税の負担割合は高くなる。これは、税制の最も重要な原則である、税負担の公平性、とりわけ垂直的公平性の観点から、問題視される。しかし、人間の一生を考えてみると、所得の少ない時期には借金をして消費することが多く逆進的になるが、所得が増加していくと貯蓄も増え、消費税負担は少なくなり、生涯を通じてみれば、消費税負担は所得に逆進的ではなく比例的であるといえる。このことは、遺産を考慮に入れないと、「人の生涯所得は生涯消費に等しい」ということからもうかがわれる。といった指摘もある。

次に、益税問題の解決策として、野口悠紀雄（1994）では、最終小売段階における免税業者の存在が原因となり、益税が発生する場合は「課税業者証明」を税務署が発行し、店頭に表示させることをあげている。つまり、この表示がない店舗は免税業者であることが明らかとなり、消費者は安い価格を要求できる。免税業者ということがわかれば、消費者が集まり売上が伸びると考えられるので、免税業者が反対する必要はなくなってくるということである。という考えを示している。

また、八田達夫（1997）では、他の国と比べると、極めて高い日本の免税点を下げ、自営業を監視する税務職員の数を増やす必要があり、納税者番号制度の導入により、納税を逃れる抜け穴を作らないようにする。という意見を述べている。

次に、損税問題の解決策として、仕入に課された税額の全てに税額控除を適用させることができるゼロ税率又は軽減税率を日本医師会をはじめ四病院団体協議会は要望しているが、財務省は反対している。平成13年6月29日に四病院団体協議会の医業経営・税制委員会主催で、財務省担当官を招いて「税制勉強会」を開催したが、勉強会の中で財務省担当官は、ゼロ税率の反対の理由として、①ゼロ税率による減収分だけ標準税率の引き上げが必要②医療機関のみが消費税が免除されるという不公平感③還付申告や事後調査に関連する事務負担やコストの問題の三点を挙げた。

呉善充（2009）は、『消費税における益税の計算』で益税の計算を行っている。その内容は、産業連関表を用いた分析と中小企業の財務指標を用いた分析である。産業連関表を用いた計算結果は、消費税が導入されてから1年後である1990年時点で2.1兆円、最新年次のデータである2005年では、0.5兆円とされている。また、中小企業の財務指標を用いた計算結果は、簡易課税制度による益税額は2003年時点では2,146億円発生し、2005年時点では1,184億円発生しているとされている。

最後に、インボイス方式導入のメリット・デメリットについてである。メリットにおいて、鈴木薫（2009）では、①インボイス方式では、非課税取引はその旨を記載し、免税事業者はインボイスの発行ができないという、目に見える形で適用除外の意味が明らかにされるため、取引当事者間で税額が明確に意識され、税額転嫁が促進されると考えられる。②帳簿方式の場合において免税事業者が中間に介在したときに税額控除額が認められることは産業活動を歪めてしまうことになるが、それを防ぐ。③事業者の納税の適正化につながる。④輸出免税を行う場合に、正確な還付税額が算出される。⑤正規のインボイスを利用することで、課税庁は各事業者売上と仕入れを完全に把握できる。など、不透明感を払拭できると述べている。

一方、デメリットにおいて、望月俊浩（2003）では、①事業者にとってはインボイスの発行及び保管、課税庁にとっては課税事業者の管理といった事務負担が増大する。②免税

事業者からの仕入れが控除できないために免税事業者が取引から排除されるおそれがあるという問題点がある。特に免税事業者の取引排除の問題はインボイス方式の大きな問題点である。インボイス方式を採用する場合はこの問題をやむを得ないものと割り切ることとなる。と述べている。帳簿方式では、帳簿上での納付税額の計算を行うので、免税業者からの仕入れについても、仕入れ税額控除が可能となるのに対して、インボイス方式では通常、免税業者はインボイスを発行できないので課税業者との取引をすると、相手は仕入れ税額控除ができなくなるのである。このため、免税業者は取引から排除されてしまうと考えられる。この対策として、免税業者にも納付税額はゼロとしてもインボイスの取り扱いを義務化することが挙げられるが、これでは納税事務負担の軽減を目的とする免税のメリットがなくなることになる。

V 理論

1. 益税

日本の消費税制上、消費者が支払った税額と実際の税収の差である益税がある。これは消費税創設当初に導入された中小企業に対する特例措置である事業者免税点制度や、簡易課税制度が原因である。現在、制度の適用上限が段階的に縮小されてきているが、依然として益税は存在している。そこで本章では、2009年度の『中小企業実態基本調査』のデータを用いて益税の規模を推計した。

2. 益税の問題点とその解消に向けて

2-1 益税の問題点

2002年6月の政府税制調査会での「あるべき税制の構築に向けた基本方針」において、「消費税については、世代間の公平の確保、経済社会の活力の発揮等の観点から、今後、その役割を高めていく必要がある。制度に対する国民の信頼感を高めるべく適正化を図り、税率水準の見直しを図ることが課題である。」としている。このように現行の日本の消費税制度に存在する問題として益税がある。一般に益税とは、中小規模事業者に対する特例によって消費税が国庫に納められずに事業者の手元に残ることである。これは透明性に欠ける。消費税は竹下内閣の下で創設された日本で初めての付加価値税制度である。そのため、中小企業への特例措置として、事業者免税点制度、簡易課税制度、限界控除制度の3つの制度が設けられた。ここで、以上の制度についてそれぞれ考察する。

2-2 事業者免税点制度

事業者免税点制度とは、個人事業者の場合は前々暦年、法人の場合は前々事業年度における課税売上高が 1000 万円以下の事業者に対して、納税義務が免除される制度である。消費税法の制定に際して事業者免税点制度は、「消費一般に幅広く負担を求めるという消費税の課税の趣旨や産業経済に対する中立性の確保という観点からは、いわゆる免税事業者は極力設けないことが望ましいところではあるが、他方、原則としてすべての事業者が納税義務者となる消費税の導入は、わが国にとって初めての経験でもあり、小規模零細事業者の納税事務負担や税務執行面に配慮する必要がある。」という観点から創設された制度であった¹。

2-3 簡易課税制度

簡易課税制度とは、課税仕入れに係る消費税額を計算することなく、その課税期間における課税売上げに対する消費税額に事業区分ごとに定められた「みなし仕入率」をかけて仕入控除税額を計算する制度のことである。この制度は、「特に、累積排除のための前段階税額控除の手続は全く新しい経験であることに鑑み、一定規模以下の中小事業者に対しては、選択によって売上げのみから納付税額を計算する簡易な課税方式を採用することを認める。」という認識から設けられた²。

2-4 限界控除制度

限界控除制度とは、免税点制度の前後にある事業者に対する課税の影響を緩和するために設けられたものであった。政府の見解は次のようなものであった。「この制度により、基準期間における課税売上高が事業者免税点以下で納税義務を免除される者とそれをわずかに超え納税義務を有するもの（売上高の全体に課税される）との間で生ずるギャップを調整し、課税の影響自体を緩和する目的で納付税額を軽減することとした。」とされていた³。

2-5 益税の解消に向けて

以上で述べた簡素性を重視して設けられた 3 点の制度であったが、一定の見直しをする必要が迫られ、導入以来幾度にわたり改正が繰り返されている。導入直後は、改正について政府は消極的な見解を示したが、その後現在まで透明性の観点から適用上限は縮小傾向にある。その過程は、まず事業者免税点制度は表 1 にあるように導入当初の 3000 万円から、1994 年度の税制改革において資本金 1000 万円以上の新設法人は適用できなくなった。そ

して 2003 年度の改正では、免税点が 1000 万円に引き下げられた。

次に簡易課税制度については、表 1、2 にあるように、みなし仕入れ率は導入当初は卸売業とその他の事業 2 区分であった。だが改正によって事業者区分の細分化、適用上限の引き下げが行われた。この結果、2003 年度の改正で事業者区分は 5 区分になり、適用上限は簡易課税を適用している 5000 万円まで引き下げられた。最後に限界控除制度については、中小事業者の納税事務コストの補填が目的であった。しかしコストが性格上導入時に比べ段階的に小さくなってきたことから、この制度は 1994 年度の税制改革で廃止された。以上のようにこれらの事業者免税点制度、簡易課税制度の縮小、限界控除制度の廃止によって消費税制度は透明性の確保に向けて前進している。だがこれらの特例措置は今後廃止によって益税が解消されることによって、消費税制が透明性を持ち、そして財源が確保されることが望ましい。 ※表 1、表 2 参照

3. 益税の規模

本章では、実際にどれ程の益税があるのか。呉善充（2009）での計算方法を基に我々は 2003 年から 2008 年までの益税額を、主に『中小企業財務指標』と『国税庁 統計年報書』を用いて計測した。益税は産業別【建設業・製造業・情報通信業・運輸業・卸売業・小売業・不動産業・学術研究・宿泊/飲食・生活関連サービス/娯楽業・サービス業】で計測する。計測対象としては、産業別・売上高 5 千万円以下を対象とする。

先行研究では、3000 万円以下と 3000 万円超～1 億円以下で計算した区切りで算出しているが、我々の研究では、簡易課税制度の 5000 万円以下での正確な区切りで計算した。また、2008 年度は上記の産業別に計測しているが、2003 年度～2007 年度に関しては、学術研究・生活関連サービス/娯楽業の項目データが無いため、これらを除いた各産業を計測している。

参考文献：

『中小企業財務指標 2003 年度～2008 年度 中小企業実態調査 統計表』

『国税庁 統計年報書 第 129 回～第 134 回』

3-1 計測方法

益税率は、みなし仕入れ率から、1 から付加価値比率を引いた合計を引いて求められる。そこで用いられる付加価値比率は、付加価値額を売上高で割り求められる。また、その付加価値額は、上記に挙げた各産業の売上高合計から売上原価合計を引いて求められる。

【益税率の計算式】

益税率＝みなし仕入率－（1－付加価値比率）

- ・付加価値額＝売上高－売上原価
- ・付加価値比率＝付加価値額÷売上高

※各産業みなし仕入率

建設：70% 製造：70% 情報通信：50% 運輸：50% 卸売：90%

小売：80% 不動産：50% 飲食宿泊：60% サービス：50%

【産業別ウエイトの計算式】

- ・全体の各産業別のウエイト＝各産業の母集団企業数(社)÷全体の母集団企業数(社)

【益税額の計算式】

・各産業別ウエイトに各産業の益税率をかけて表された数値の合計を、各年度の『国税庁統計年報書』の簡易申告及び処理分にかけて、その年度の益税額を計測することができる。

益税額＝簡易申告及び処理分×各産業別ウエイトに益税率をかけて表された数値の合計

3-2 計測結果

『2008年度』の益税率の計測結果の結果を示すと、

建設業：7.9% 製造業：18.1% 情報通信業：24.9% 運輸/郵便業：9.6% 卸売業：24.6%
小売業：19.1% 不動産/物品賃貸業：35.6% 学術研究/専門/技術サービス業：26.2% 宿泊/飲食サービス業：27.7% 生活関連サービス/娯楽業：31.0% サービス業：13.8%
である。

また、各産業別の益税のウエイトを計測すると、

建設業：15.3% 製造業：15.8% 情報通信：2.4% 運輸/郵便業：1.5% 卸売業：5.6% 小売業：19.7% 不動産/物品賃貸業：12.5% 学術研究/専門/技術サービス業：7.7% 宿泊/飲食サービス業：8.0% 生活関連サービス/娯楽業：5.5% サービス業：5.5%
である。

例として、2008年度の建設業の益税率・産業別ウエイト、全体の益税額の算出を上記の計測方法に従いながら下記に示す。

≪2008年度≫

〈建設業〉

益税率は、

参考文献：『中小企業財務指標』表4のデータを用いて、

- ・売上高÷売上原価＝付加価値額

$$2463206 - 1529883 = 933323$$

- ・付加価値額÷売上高＝付加価値率

$$933323 \div 2463206 = 0.3789$$

- ・益税＝みなし仕入率－(1－付加価値率)

$$= 0.7 - (1 - 0.3789) = 0.7 - 0.621 = 0.079 = 7.9\%$$

よって、建設業の益税率は7.9%である。

産業別ウエイトは、

参考文献：『中小企業財務指標』表3～表13のデータを用いて、

- ・全体の各産業別のウエイト＝各産業の母集団企業数(社)÷全体の母集団企業数(社)

$$87176 \div 567955 = 0.153 = 15.3\%$$

よって、全体に占める建設業ウエイトは15.3%である。

このようにして、製造業、情報通信業、運輸/郵便業、卸売業、小売業、不動産/物品賃貸業、学術研究/専門/技術サービス業、宿泊/飲食サービス業、生活関連サービス/娯楽業、サービス業も同様に計測し、各産業別の益税率・益税のウエイトの計測結果が上記である。

益税額は、

- ・益税額＝簡易申告及び処理分×各産業別ウエイトに益税率をかけて表された数値の合計

各産業別ウエイトに益税率をかけて表された数値は、

建設業： $0.153 \times 0.079 = 0.012087$

製造業： $0.158 \times 0.181 = 0.028598$

情報通信業： $0.024 \times 0.249 = 0.005976$

運輸業： $0.015 \times 0.096 = 0.00144$

卸売業： $0.056 \times 0.246 = 0.013776$

小売業： $0.197 \times 0.191 = 0.037627$

不動産業： $0.125 \times 0.356 = 0.0445$

学術研究/専門/技術サービス業： $0.077 \times 0.262 = 0.020174$

宿泊・飲食業： $0.08 \times 0.277 = 0.02216$

生活関連・娯楽： $0.055 \times 0.31 = 0.01705$

サービス業： $0.055 \times 0.138 = 0.00759$

これらの数値の合計は、0.210978である。

この数値と参考文献：『国税庁/統計年報書/簡易申告及び処理分』の数値を用いて計測すると、

$441949000000 \times 0.210978 = 93241516122$

よって、2008年度の益税額は932億4151万円あることが分かる。

以上が、2008年度の益税率・全体に占める産業別ウェイト・益税額の計測と結果である

これと同様に、2003年度～2007年度を計測する。

それら全ての計測結果は、《図表》ページに記してある。

益税の解消には現在の自ら記帳した帳簿に基づき税額計算を行う帳簿方式ではなく EU 諸国のようなインボイス方式への移行が不可欠である。なお、インボイス方式とは、各事業者が、売上高や税額等を記載した書類を取引のたびに作成し、取引の相手側に手渡すというインボイス方式が取引コストの軽減や透明性の確保といった観点から不可欠と言える。インボイス方式では、財・サービスの供給や提供を行う課税業者は前段階に含まれる税額を控除して納税するために、取引相手に税額が明記された書類（インボイス）を発行しなければならない。そのため取引当事者間にくさびを作り、これにより相互牽制作用を働かせることができる。またインボイスには、①発行年月日、②事業者氏名・居所、③相手の氏名・居所、④財・サービスの品名・数量、⑤財・サービスの取引期日、⑥財・サービスの税抜き価格、⑦税率・税額等、を記載する。これらが記載されることで、各事業者間における財・サービスの取引の実態把握が容易に出来る。

4. 損税

課税売上割合に対応する仕入控除税額しか認めないのは、誰も消費税を負担しない取引が発生してしまうことを防ぐためであるが、これが損税発生の原因ともなっている。

消費税の納付税額は、課税期間中の課税売上高に4%を掛けた額から、課税仕入高に4%を掛けた額を差し引いて計算する。

例えば、課税売上高100万円（税込み105万円）、非課税売上高100万円、課税仕入高100万円（税込み105万円）というケースでは、課税売上割合は課税売上高100万円に対し総売上高200万円なので50%となる。課税売上高割合が95%未満となるため、仕入れに係る消費税額は全額控除することができず、仕入れに係る消費税額4

万円の50%分、2万円しか控除できない。

従って、納付する消費課税は課税売上高に対する消費税額4万円から仕入に係る消費税額2万円を控除した2万円となり、控除できなかった2万円が損税となる。

控除できないということは本来の負担者である消費者ではなく、事業者が負担することを意味する。

5. 損税の問題点とその解消に向けて

5-1 損税の問題点 消費税損税問題を提訴—兵庫県民間病院協会の4法

損税は何が問題なのか。第一に現行の消費税において、非課税で取引される業種が多くなる損害を受けているということと、第二にそのように一番全国民に平等に課されるべきである消費税が、ある業種においては、不平等に働いているということである。例として、医療介護CBニュースの記事を引用する。

医療介護CBニュース9月28日(火)22時11分配信では、社会保険診療報酬に対する消費税の非課税措置により、仕入れ時にかかった消費税が患者側に転嫁できず損失を被っているとして、兵庫県民間病院協会の会員4法人は9月28日、国に対し、過去3年間の損失額の一部としてそれぞれ1000万円の損害賠償を求める訴えを神戸地裁に起こした。

提訴したのは、▽医療法人榮昌会(吉田病院など)▽医療法人中央会(尼崎中央病院など)▽医療法人康雄会(西病院など)▽医療法人伯鳳会(赤穂中央病院など)-の4法人。兵庫県民間病院協会の会長・理事などの役員を出している4医療法人が、同協会を代表して原告となった。

訴状によると、現行の税制では、医薬品の仕入れや医療機器購入の際には消費税がかかる一方、社会保険診療報酬は消費税非課税扱いとなっており、保険診療では消費税を転嫁することができない。このため、医療機関は仕入れの消費税分を負担せざるを得ず(損税)、不公平であると主張。現在の消費税制が、▽医療機関を不当に取り扱っていることで「平等原則」(憲法14条1項)▽医療関係者の職業遂行に著しい困難を生じさせていることで「職業遂行の自由」(憲法22条1項)-にそれぞれ違反しているなどとしている。

原告側は今回の提訴について、賠償金の支払いが目的ではなく、現在の医療機関の負担をなくし、公平になるような制度の改正を国に求めることが一番の目的と強調。この問題が解消されないまま、消費税率が検討されている10%に上がれば、地域医療・緊急医療を担う病院は破綻(はたん)すると訴えている。

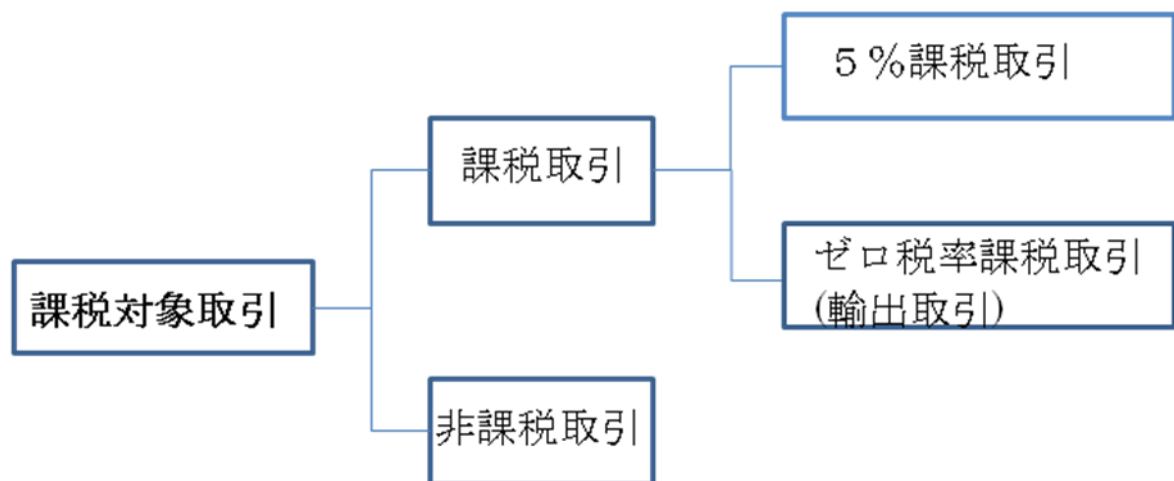
兵庫県民間病院協会の伊藤憲彦事務局長は、「間違ったことはしていないと思う。今後

も、全国のいろいろな団体と連携を深めながらこの問題に取り組んでいきたい」と述べた。

5-2 非課税取引

消費税は、国内における「消費」に課税されるもので、商品の購入やサービスの提供を受けた消費者が負担し、商品の提供やサービスの提供を行った事業者が納付する税金である。つまり、消費税は事業者の行った売上やサービスの提供に対して課税され、消費税相当額が、事業者の販売する商品やサービスの価格に上乗せされることにより、最終的に消費者に負担転嫁されることを予定した仕組みになっている。

現行、消費税の課税対象取引（国内における「消費」取引）の課税上の区分は、下図のとおりである。



非課税取引：土地の譲渡や貸付等「消費」取引になじまないもの、保険診療報酬や住宅貸付等政策的配慮から非課税とするもの

ゼロ税率課税取引：輸出相手国との消費税の二重課税を避けるため、輸出取引を免税としている。

消費税納税額は、課税売上にかかる消費税から、課税仕入にかかる消費税のうち課税売上に対応する額を控除して算出する。

非課税取引は、消費全般に広く公平に負担を求めるという消費税の性格上、極めて限定されたものとなっている。

5-3 非課税取引の影響

①課税売上割合

課税売上割合とは、その課税期間中の総売上(国内における資産の譲渡等の対価額の合計額)に占める課税売上高(同じく課税資産の譲渡等の対価額の合計額)の割合をいう。

②仕入控除税額

課税売上割合が95%以上である場合は、課税仕入れに係る消費税額の全額を控除することができるが、95%未満となる場合は、課税売上に対応する部分のみを控除することになる。

5-4 損税と公平性と中立性

先ほども述べたように、租税原則は、公平性と中立性を重視している。公平性の内容は「租税の負担配分はその社会の世論によって最適とみなされる所得分配の型に応じてなされなければならない。」であり、課税される国民が税負担に対して不公平感を抱かないようにすべきとされている。中立性の原則から言えば、租税は市場経済で達成された最適資源配分をできるだけ歪めないことが求められる。

つまり、損税問題は、消費税において非課税取引される公益法人の学校法人や医療法人が、消費税を負担している状態になり、本当に損税が発生しているならば、現在の消費税は公平の原則を満たしていないことになる。また、租税が市場の経済上の決定に大きく干渉してしまう場合、中立性の原則も満たされないこととなる。

5-5 損税が発生する業種

①売上の大部分が非課税売上である業種

業種	種類	主な非課税売上
学校教育	小・中・高等学校	授業料収入
医療業	病院・一般診療所	診療報酬収入
サービス業	葬儀会社	火葬・埋葬
郵便局	郵便局	切手・印紙の売上
不動産業	不動産取引業	土地の販売
不動産業	不動産貸付業	土地の貸付
不動産業	貸家業	居住用住宅の貸付

卸売・小売業	調剤薬局	薬の販売
福祉業	更生保護事業	資産の譲渡
銀行業	銀行	貸付金利息
貸金業	貸金業	貸付金利息

(日本標準産業分類 (2008) より作成)

非課税売上が売上の大部分を占める業種は、事業者が価格を設定できる業種とできない業種の2つに分けることができる。

② 損税が発生する業種

損税が発生する業種は、非課税売上である業種のうち消費税相当額を価格に転嫁することが不可能な業種である。価格転換が不可能な(容易ではない)業種として、学校法人や宗教法人、医業機関(調剤薬局、病院、一般診療所、歯科診療所)などである。損税が発生する業種として、医業機関が代表的である。医業機関では、診療報酬により収入(売上)が決まるため、事業者の判断で消費者(主に患者)へ価格転換を行うことができない。

そこで我々は、損税が発生する代表的な業種である医業機関の損税について、損税額の計算や損税の解決方法を検討していきたいと思う。

5-6 医療関係の非課税範囲

国税庁ホームページ(2010)より引用する。法別表第一第6号《医療等の給付》の規定による医療関係の非課税範囲は、次のようになるのであるから留意する。(平12課消2-10、平18課消1-11、平18課消1-43、平19課消1-18、平20課消1-8、平22課消1-9により改正)

- (1) 健康保険法、国民健康保険法等の規定に基づく療養の給付及び入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、家族療養費又は特別療養費の支給に係る療養並びに訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費の支給に係る指定訪問看護
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく療養の給付及び入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費又は特別療養費の支給に係る療養並びに訪問看護療養費の支給に係る指定訪問看護
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づく医療、生活保護法の規定に基づく医療扶助のための医療の給付及び医療扶助のための金銭給付に係る医療、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定に基づく医療の給付及び医療費又は一般疾病医療費の支給に係る医療並びに障害者自立支援法の規定に基づく自立支援医療費、療養介護医

療費又は基準該当療養介護医療費の支給に係る医療

- (4) 公害健康被害の補償等に関する法律の規定に基づく療養の給付及び療養費の支給に係る療養
- (5) 労働者災害補償保険法の規定に基づく療養の給付及び療養の費用の支給に係る療養並びに同法の規定による社会復帰促進等事業として行われる医療の措置及び医療に要する費用の支給に係る医療
- (6) 自動車損害賠償保障法の規定による損害賠償額の支払（同法第 72 条第 1 項《業務》の規定による損害を填補するための支払を含む。）を受けるべき被害者に対する当該支払に係る療養
- (7) その他これらに類するものとして、例えば、学校保健安全法の規定に基づく医療に要する費用の援助に係る医療、母子保健法の規定に基づく養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に係る医療等、国又は地方公共団体の施策に基づきその要する費用の全部又は一部を国又は地方公共団体により負担される医療及び療養（いわゆる公費負担医療）

5-7 診療報酬における非課税について

消費税法では、税負担を緩和する等の政策的見地から、非課税規定を設けている。

消費税の非課税規定として、消費税は課されないので、税負担を緩和する措置がとられているといえる。国民の生命や健康維持に直接関係するので、患者負担を増やさない政策的配慮から、保険診療を含めた一定の医療費について、「消費税を課さない」と非課税にしている。

しかし消費税は、生産から流通に至る各段階で課税が行われるが、非課税業者（病院など）では、消費者（患者）に提供した役務提供に対してのみ消費税を課せないということとなる。そうすると、医療機関が医薬品等を問屋から仕入れるとき等に負担した消費税は、非課税規定の仕組みでは、仕入れ等で負担した消費税部分は、医療機関が“最終消費者”として負担することとなる。

診療報酬全体に占める保険診療報酬の割合の高い医療機関ほど課税仕入にかかる消費税のうち課税売上に対応する額が少なくなり、医療機関の消費税負担が多くなる。課税仕入にかかる消費税のうち非課税売上に対応する額すなわち控除不能な消費税が多くなるためである。一般事業者であれば控除不能な消費税を売上価格に転嫁することは可能だが保険診療報酬ではそれができない。厚生労働省によると、平成 9 年度に行われた診療報酬改定で、消費税相当額の割合が診療報酬額の 1.53%と示されてから、医療機関ではたえず損税の問題を抱えることとなっている。

5-8 損税の計算

上述より、病院などの医業機関では損税が発生することが、平成20年6月に出された調査報告書、厚生労働省中央社会保険医療協議会「第16回医療経済実態調査（医療機関等調査）報告の概要」を使用して独自に損税額を算出する。

施設数は、平成19年9月に出された厚生労働省医療施設動態調査（平成19年6月末概数）を使用する。

計算では、①医業費用に係る控除対象外消費税額、②設備投資に係る控除対象外消費税額の合計額から、③診療報酬に含まれているとされる消費税相当額を控除して損税の金額を求める。

① 医業費用に係る控除対象外消費税額

医業費用から消費税課税対象外費用額を控除して課税仕入れを計算し、その課税仕入れに5/105を乗じて1施設当たりの年間損税額を計算する。最後に1施設当たりの年間損税額に施設数を乗じて、その医療機関全体の控除対象外消費税額を計算する。

医業費用に係る控除対象外消費税額

(単位：円)

医療機関	医業費用	消費税課税対象外費用額	課税仕入	施設数	控除対象外消費税額
一般病院	250,086,899	149,112,763	100,974,136	7,800	37,504,679,086
精神科病院	108,144,540	79,479,336	28,665,204	1,077	1,470,115,462
一般診療所・有床	14,568,575	7,474,645	7,093,930	14,482	4,892,109,250
一般診療所・無床	6,648,386	3,638,714	3,009,672	86,681	12,422,922,792
歯科診療所	2,858,777	1,698,954	1,159,823	67,722	3,740,263,486
保険薬局	11,121,696	2,141,763	8,979,933	35,550	15,201,743,721
計	393,428,873	243,546,175	149,882,698	213,312	75,231,833,798

※保険薬局の施設数は、調査施設数（1,422施設）に抽出割合（1/25）を使って算出している。調査施設は一定規模のものだけであるため、実際の施設数よりも少ない。

（厚生労働省医療施設動態調査（平成19年6月末概数））

この結果、医業費用に係る控除対象外消費税額は75,231,833,798円と計算された。

②設備投資額のうち、土地を除く設備投資に5/105を乗じて1施設当たりの年間損税額を計算する。最後に1施設当たりの年間損税額に施設数を乗じて、その医療機関全体の控除対象外消費税額を計算する。

設備投資に係る控除対象外消費税額

(単位：円)

医療機関	建物投資額	医療用機械 備品投資額	その他有形固 定資産投資額	施設数	控除対象外 消費 税額
一般病院	68,402,841	65,951,594	17,392,223	7,800	56,363,044,400
精神科病院	58,520,378	5,446,962	9,101,941	1,077	3,747,410,268
一般診療所・有床	5,387,323	3,156,780	1,227,806	14,482	6,738,894,578
一般診療所・無床	1,277,605	1,606,900	909,186	86,681	15,659,091,884
歯科診療所	1,520,892	1,417,867	863,500	67,722	12,261,742,095
保険薬局	1,550,639	1,037,665	574,207	35,550	5,353,679,336
計	136,659,678	78,617,768	30,068,863	213,312	100,123,862,562

※保険薬局の施設数は、調査施設数(1,422施設)に抽出割合(1/25)を使って算出している。調査施設は一定規模のものだけであるため、実際の施設数よりも少ない。

(厚生労働省医療施設動態調査(平成19年6月末概数))

この結果、設備投資に係る控除対象外消費税額は100,123,862,562円と計算された。

③診療報酬に含まれる消費税相当額

平成19年度の国民医療費において、国民提供機関等の病院・一般診療所・歯科診療所の中の提供されるサービスで医療費に含まれるもの診療費・医科診療・入院・入院外・歯科診療・入院時食事医療費の費用から診療報酬を計算する。

病院(一般病院全体) 236,928,712円

病院(精神科病院) 103,598,535円

一般診療所(有床) 15,534,416円

一般診療所(無床) 8,247,995円

歯科診療所 4,005,334円

保険薬局 11,934,594円

これを合計すると380,249,586円となる

このうちの3割は自己負担なので、0.7をかけ、平成9年度に改定された診療報酬に含まれるとされる消費税相当額の割合1.53%を使用し診療報酬に含まれる消費税相当額を計算する。

*平成9年度以降の改定は消費課税以外の費用の改定も含まれるため、複雑であるため。

$$380,249,586 \text{ 円} \times 0.7 \times 0.0153 = 4,072,473$$

と試算された。

以上、①②③の計算より、損税額を算出する。①医業費用に係る控除対象外消費税額、②設備投資に係る控除対象外消費税額の合計額から、③診療報酬に含まれているとされる消費税相当額を控除して損税の金額を求める。

$$(75,231,833,798 \text{ 円} + 100,123,862,562 \text{ 円}) - 4,072,473 \text{ 円}$$

$$= \underline{175,351,623,887}$$

以上、我々の計算では175,351,623,887円もの損税が算出された。

このように、非課税規定では、保険診療を受けた患者（消費者）は、消費税が課されないうが、医療機関が保険診療を行うに当たり負担した消費税はすべて医療機関が負担することとなり、その結果、医療機関は最終消費者として“損税が生じる”こととなることとなり、医療機関の犠牲のもとに成り立つこととなっている。

消費税導入時、当時の厚生省は、「医療保険に関する消費税は診療報酬に上乗せした」としていた。

しかし、仮に診療報酬で補填したとしても、消費税の課税仕入れは、医薬品だけでなく、医療材料、医療器具、水道光熱費などの諸経費、あるいは診療所建物の取得など多岐に渡り、医療機関の個別事情、あるいは診療科目によって消費税の負担が異なることとなり、消費税の負担について差し引き損得なしというのは、理論的にも実務的にも不可能である。

さらに言えば、診療報酬で消費税部分を補填したとなると、消費税を患者に転嫁したこととなり、厳密な意味では、“医療は非課税”と言えなくなる。

また、このように損税が生じているのに、非課税のまま消費税の税率10%・15%と上げてしまうと、損税によって医療機関は最終消費者として、消費税負担が2倍3倍と、

今まで以上に過重となる結果が生じるであろうし、医療以外の非課税業種でも同様な事態が起きることが予想される。

5-9 ゼロ税率の導入について

その損税を解決する方法として考えられるのは“軽減税率”と“ゼロ税率”である。

“軽減税率”は一般の税率に比べて低い税率を適用する課税方式である。保険診療報酬が軽減税率の適用になると、すべての診療報酬が課税売上として取り扱われるため、診療報酬にかかわり支出した消費税額の額の全額が控除可能となり控除不能な消費税は解消する。代わって軽減税率に見合う診療報酬の改定が適正になされるかという問題が生じる。これが適正になされれば医療機関の損税負担は解消される。しかし、患者に負担を強いることになるので国民の同意を得ることは容易ではないといえる。

“ゼロ税率”は税率ゼロ%で課税するという事で、わが国ではゼロ税率は輸出取引以外に適用されないが、下表のようにイギリスやスウェーデンのように医療機関の処方についてゼロ税率を採用している国もある。

保険法納診療報酬がゼロ税率の適用になれば保険診療報酬には消費税がかからない。患者に消費税の負担が生じないのは、現行の非課税と同じであるが、医療機関は、消費税の申告をすれば、製薬会社から問屋へと、生産から流過程の各段階で課された課税仕入れに係る消費税の累積額を控除することができ、その結果、医療機関に最終消費者としての消費税負担は生じないこととなるため、患者負担を増やすことなく損税問題を解消できるのである。

以上のことからわかる通り損税を解決する方法としては、ゼロ税率を採用することが一番の得策であるといえる。

主要国の付加価値税概要

項目	イギリス	スウェーデン	カナダ	オーストラリア	日本
導入 (標準税率)	1973年 (10%)	1969年 (11.11%)	1991年 (7%)	2000年 (10%)	1989年 (3%)
標準税率	17.5%	25.0%	5.0%	10.0%	5.0%
付加価値税収 (対総税収)	全体 22.2%	24.9%	10.9%	13.0% (2005年)	14.3%

比) 年)	(2006 年)	国税	23.2%	43.9%	16.8%	—	18.9%
非課税		土地の譲渡・賃貸、建物の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉等	不動産取引、不動産賃貸、金融・保険、医療・教育、郵便等	居住用不動産の取引・賃貸、金融、医療、教育等	中古住宅の販売、住宅の賃貸、金融等		土地の譲渡・賃貸、住宅の賃貸、金融・保険、医療、教育、福祉等
ゼロ税率		食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、国内旅客輸送、医療品、居住用建物の建築、障害者用機器等	医薬品(医療機関による処方)等	食料品、処方薬、医療機器等	食料品、水道水、医療、教育、保育、障害者用の乗用車等		—
軽減税率		家庭用燃料及び電力等5%	食料品、宿泊施設の利用等12% 新聞、雑誌、書籍、スポーツ観戦、映画、旅客輸送等6%	—	—		—

(財務省ホームページ“主要国の付加価値税概要“ 2010年)

インボイスの必要性

今まで政府はインボイス制度がないからゼロ税率は採用できないと、税調委員会の中でも強い意見があった。なので、インボイス制度が導入することで、ゼロ税率を採用したとしても、そのために混乱を来すことはないといえるだろう。

VI. 政策提言

1. 分析の要約

本稿では、現在日本が少子高齢化社会に突入していることを踏まえ、今後も社会保障支出などの財政需要が増加することは明白であり、財源をどのように確保するのが大きな課題であるという問題意識が、研究の出発点となっている。もちろん無駄な歳出は削減するとしても、財政再建を実施するには増税は避けられない。今回我々は、増税の対象を消費税に絞ったが、それは消費税が甲で述べたようにあらゆる世代に広く公平に負担を求められ、景気変動の影響を受けにくい安定した財源であること、そして諸外国と比べて税率が低いことが理由である。しかし、現行の消費税の制度では益税や損税の問題が発生してしまう。そこで、これらの問題の対策を検討した。

まず第一章では現在の日本の消費税制度の抱える問題のひとつである益税を取り上げた。ひとつひとつの制度の検証を行った。そして消費税率を引き上げた場合、無視できない規模の益税が発生することが確認された。

第二章では、日本が抱える消費税制度もうひとつの問題である損税について取り上げた。損税が発生する代表的な業種である医業機関における損税額の計算を行った結果こちらも大きな額の損税が発生することがわかった。損税の解消方法についても検証していった。

2. 政策提言

以上のように、本稿で益税と損税について検証した。しかし、これらを実施するにあたり現行の帳簿方式を改正する必要性が出てくる。第2章で述べたように、複数税率を導入するには各事業者が売上高や税額等を記載した書類を作成するインボイス方式が、透明性の確保、取引コストの軽減という点から不可欠となる。

この現行の帳簿方式からインボイス方式への移行を踏まえたうえで、将来消費税を2桁以上に引き上げるならば、以下の2点を検討すべきである。

① 事業者免税点制度と簡易課税制度の廃止

まず我々は、事業者免税点制度と簡易課税制度による益税の発生が透明性の確保といった観点から問題であることを提起した。我々の分析において、最も新しいデータである2008年の分析結果データを用いて、消費税を20%に増税した場合の益税は3728億円にものぼることがわかる。中小企業が国に支払うべき多額の税金が事業者の手元に残ることは、決して見逃すことのできるものではない。そこで我々は、事業者免税点制度と簡易課税制度の

廃止を提言する。

② 医業事業によるゼロ税率の導入

医療は国民の生命や健康維持に直接関係するので、患者負担を増やせない政策的配慮から、保険診療を含めた一定の医療費について「消費税を課さない」と非課税にしている。したがって医療機関が医薬品等を仕入れた場合、医療機関が最終消費者として負担することとなる。これが損税である。

このような状況の中で、消費税率を引き上げられたら、医療機関においても消費税倒産が起りかねない。生命に関わる分野に消費税を課すことを回避するには、ゼロ税率の導入しか方法はない。ゼロ税率を採用すると、消費税は課税されるが、消費税の税率が0%なので、患者に消費税を負担してもらう必要もないし、医療機関は課税仕入れに係る消費税額を控除することができる。患者に消費税の負担が生じないのは、現行の非課税と同じである。

このゼロ税率の要求は、患者の負担が増すのを回避し、医療機関の損税を解消する上での切実な要求である。以上より我々は、医療の「完全非課税」を実現できるゼロ税率の導入を提言する。

図表

表1 特例措置の縮小の過程

	1989年創設時	1991年改正	1994年税制改革 (1997年4月施行)	2003年
事業者免税点制度				
適応上限	3000万円	3000万円	3000万円（資本金1000万円以上の新設法人は不適用）	1000万円
簡易課税制度				
適応上限	5億円	3億円	2億円	5000万円
みなし仕入れ率	90%, 80% の2区分	90%, 80%, 70%, 60% の4区分	90%, 80%, 70%, 60%, 50%の5区分	90%, 80%, 70%, 60%, 50%の5区分

限界控除制度				
適応上限	6000万円	5000万円	制度の廃止	

表2 現在のみなし仕入率の事業者区分

事業区分	みなし仕入率	該当する事業
第一種事業	90%	卸売業（他の者から購入した商品とその性質、形状を変更しないで他の事業者に対して販売する事業）
第二種事業	80%	小売業（他の者から購入した商品とその性質、形状を変更しないで販売する事業で第一種事業以外のもの）
第三種事業	70%	農業、林業、漁業、鉱業、建設業、製造業（製造小売業を含む）、電気業、ガス業、熱供給業及び水道業をいい第一種事業、第二種事業に該当するもの及び加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を除きます。
第四種事業	60%	第一種事業、第二種事業、第三種事業及び第五種事業以外の事業をいい具体的には飲食店業、金融・保険業など なお第三種事業から除かれる加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を行う事業も第四種事業となる
第五種事業	50%	不動産業、運輸通信業、サービス業（飲食店業に該当する事業を除く）をいい第一種事業から第三種事業までの事業に該当する事業を除く

※下記の表3～13は、『2008年度 中小企業財務指標』から計測に用いた数値を表にまとめ、示したものである。

表3

調査事項	合計			
	500万円以下	500万円超～1千万円	1千万円超～3千万円	3千万円超～5千万円
母集団企業数	32146	66294	268282	201233
売上高	95133	502875	5297031	7932188
売上原価	31807	151582	2226247	3906707

表4

調査事項	建設業			
	500万円以下	500万円超～1千万円	1千万円超～3千万円	3千万円超～5千万円
母集団企業数	2068	3916	40978	40214
売上高	5972	28785	837350	1591099
売上原価	2218	12798	490970	1023897

表5

調査事項	製造業			
	500万円以下	500万円超～1千万円	1千万円超～3千万円	3千万円超～5千万円
母集団企業数	4282	10994	43826	31137
売上高	12919	83519	865217	1220288
売上原価	5338	30490	411116	684731

表 6

調査事項	運輸業・郵便業			
	500万円以下	500万円超～1千万円	1千万円超～3千万円	3千万円超～5千万円
母集団企業数	442	676	3936	3660
売上高	1465	5155	80130	146534
売上原価	1329	1626	29032	62370

表 7

調査事項	卸売業			
	500万円以下	500万円超～1千万円	1千万円超～3千万円	3千万円超～5千万円
母集団企業数	1079	2277	13472	14992
売上高	3058	17677	277299	603743
売上原価	1517	9776	177437	401262

表 8

調査事項	小売業			
	500万円以下	500万円超～1千万円	1千万円超～3千万円	3千万円超～5千万円
母集団企業数	6476	13616	51970	40083
売上高	19026	100899	1031504	1582657
売上原価	10314	57272	616873	979782

表 9

調査事項	不動産業・物品賃貸業			
	500万円以下	500万円超～1千万円	1千万円超～3千万円	3千万円超～5千万円
母集団企業数	10394	14069	31445	15601
売上高	29400	106392	594600	614174
売上原価	5332	5602	60191	122697

表 10

調査事項	学術研究・専門・技術サービス業			
	500万円以下	500万円超～1千万円	1千万円超～3千万円	3千万円超～5千万円
母集団企業数	3069	6810	19121	15187
売上高	8719	51502	363479	584642
売上原価	1619	7989	84645	145287

表 11

調査事項	宿泊業・飲食サービス業			
	500万円以下	500万円超～1千万円	1千万円超～3千万円	3千万円超～5千万円
母集団企業数	975	3224	26885	14594
売上高	3296	26165	534135	571126
売上原価	1322	10566	180122	174028

表12

調査事項	生活関連サービス業・娯楽業			
	500万円以下	500万円超～1千万円	1千万円超～3千万円	3千万円超～5千万円
母集団企業数	1558	5348	16461	8108
売上高	5290	41355	308809	318335
売上原価	967	5836	56399	64762

表13

調査事項	サービス業			
	500万円以下	500万円超～1千万円	1千万円超～3千万円	3千万円超～5千万円
母集団企業数	1263	3650	13750	12631
売上高	4743	27927	273878	503667
売上原価	1622	6581	95600	189351

※計測で用いた、各年度の『国税庁 統計年報書』の簡易申告及び処理分の数値を下記に示した。

表14

国税庁 統計年報書

	簡易申告及び処理分
2003年	822931 百万円
2004年	725038 百万円
2005年	429530 百万円
2006年	481365 百万円
2007年	469196 百万円
2008年	441949 百万円

※下記の表 15～20 は、2003 年～2008 年の各産業別の益税率・産業別ウエイトを表したものである。

表 1 5

2008 年度

	益税率	産業別ウエイト
建設業	7.90%	15.30%
製造業	18.10%	15.80%
情報通信業	24.90%	2.40%
運輸業・郵便業	9.60%	1.50%
卸売業	24.60%	5.60%
小売業	19.10%	19.70%
不動産業・物品賃貸業	35.60%	12.50%
学術研究・専門・技術サービス業	26.20%	7.70%
宿泊業・飲食サービス業	27.70%	8.00%
生活関連サービス業・娯楽業	31.00%	5.50%
サービス業	13.80%	5.50%

表 1 6

2007 年度

	益税率	産業別ウエイト
建設業	10.10%	15.00%
製造業	21.80%	16.20%
情報通信業	23.80%	2.20%
運輸業・郵便業	12.20%	1.50%
卸売業	24.80%	5.90%
小売業	17.10%	19.40%
不動産業・物品賃貸業	36.50%	11.70%
宿泊・飲食サービス業	28.20%	8.60%
サービス業	24.20%	19.50%

表 1 7

2006 年度

	益税率	産業別ウエイト
建設業	12.10%	14.60%
製造業	21.00%	16.10%
情報通信業	20.20%	2.00%
運輸業・郵便業	11.00%	1.60%
卸売業	25.80%	6.20%
小売業	18.10%	19.90%
不動産業・物品賃貸業	36.70%	11.10%
宿泊・飲食サービス業	28.00%	8.90%
サービス業	24.50%	19.70%

表 1 8

2005 年度

	益税率	産業別ウエイト
建設業	12.50%	15.70%
製造業	23.20%	16.90%
情報通信業	25.10%	1.70%
運輸業・郵便業	17.40%	1.70%
卸売業	27.70%	6.30%
小売業	18.90%	18.80%
不動産業・物品賃貸業	37.40%	11.20%
宿泊業・飲食サービス業	28.30%	9.50%
サービス業	25.40%	18.20%

表19

2004年度

	益税率	産業別ウエイト
建設業	13.60%	14.10%
製造業	21.80%	18.30%
情報通信業	16.50%	1.80%
運輸業・郵便業	10.00%	1.60%
卸売業	26.00%	6.10%
小売業	17.60%	18.80%
不動産業・物品賃貸業	35.80%	11.80%
宿泊業・飲食サービス業	26.40%	9.70%
サービス業	21.30%	18.00%

表20

2003年度

	益税率	産業別ウエイト
建設業	11.00%	16.10%
製造業	20.00%	18.00%
情報通信業	20.40%	1.50%
運輸業・郵便業	10.10%	1.60%
卸売業	30.80%	6.20%
小売業	21.50%	18.50%
不動産業・物品賃貸業	37.00%	11.60%
宿泊業・飲食サービス業	23.60%	9.30%
サービス業	22.40%	17.20%

※下記の表 21 は、2003 年～2008 年の益税額を 5%～20%にしたときの額を計測したものである。

表 2 1

益税額	5%	10%	15%	20%
2008 年	932 億	1864 億	2796 億	3728 億
2007 年	992 億	1984 億	2976 億	3968 億
2006 年	1074 億	2148 億	3222 億	4296 億
2005 年	1152 億	2304 億	3456 億	4608 億
2004 年	1586 億	3172 億	4758 億	6344 億
2003 年	1815 億	3630 億	5445 億	7260 億

参考文献

- 大蔵省主税局税制第2課編(1989)『消費税のすべて』大蔵省印刷局 18頁
- 前掲注参照 77頁
- 前掲注参照 81頁
- 中小企業財務指標 2003年度～2008年度 中小企業実態調査 統計表
- 国税庁 統計年報書 第129回～第134回
- 国税庁 HP
<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/tsutatsu/kihon/shohi/06/06.htm>
- 井堀利宏(2000)「消費税シフトと制度改革のあり方」
- 大田弘子(2002)『良い増税悪い増税 - 納得できる税制を目指して』東洋経済新報社
- 橋本俊詔(2005)「消費税15%による年金改革」東洋経済新報社
- 財務省 HP
<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryuu/108.htm>
- 橋本恭之(2002)「消費税の益税とその対策」JTRI『税研』第18号
- TKC 税務講座
<http://www.sekisuihouse.co.jp/medical/doctor/setup/taxlesson19.html>
- 東日本税理士法人 HP
<http://www.izai.net/sonzeitaisaku.html>
- 社会実情データ図録
<http://www2.ttcn.ne.jp/honkawa/1933.html>
- 税経新報
<http://www.zsk.ne.jp/zeikei538/ronbun.html>
- 厚生労働省 HP
<http://www.mhlw.go.jp/>